資料１－３

概 要 版

大阪市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
認知症施策推進計画
（素案）

2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度

－素案に対するご意見を募集しています－

大　阪　市

ユニボイス貼り付け位置

ユニボイス貼り付け位置

目　次

１　計画策定について 1

■計画策定の背景と趣旨 1

■計画の期間 1

■計画の位置づけ 1

２　大阪市の高齢者を取り巻く状況 2

■人口の推移と推計 2

■今後の高齢者人口および高齢化の推移 2

■65 歳以上世帯員のいる世帯の状況 3

■要介護認定者の推移と推計 4

■認知症高齢者等の推移 5

３　高齢者実態調査等 6

４　計画の基本的な考え方 8

■基本的な考え方 8

■基本方針 9

■施策の体系 10

５　高齢者施策の展開 11

■地域包括ケアシステムの推進体制の充実 11

■介護予防・健康づくりの充実・推進 16

■地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実 21

■高齢者の多様な住まい方の支援 26

６　認知症施策の推進 29

■認知症施策推進計画の策定 29

■認知症の人の推移 29

■認知症施策の推進にかかる具体的な取組 30

７　サービスの目標量・施設等の整備目標 32

■介護保険サービス目標量 32

■施設等の整備目標（年度末定員数） 34

■自立支援・重度化防止等に係る取組と目標 35

８　介護保険給付に係る費用の見込み等 38

■介護保険給付に係る費用算定の流れ 38

■保険料段階及び保険料率の設定 41

■保険料の算定 42

ユニボイス貼り付け位置

９　施策の推進体制 43
■市民等の意見反映のための体制 43
■施策推進のための体制 43

ユニボイス貼り付け位置

1　計画策定について

■計画策定の背景と趣旨

2040(令和 22)年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上の前期高齢者となり、ますます生産年齢人口が減少して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれることから、早急な対応が求められています。

このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要です。

大阪市では、これまで、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者施策を推進してきましたが、令和６年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めたすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる共生社会の実現に向けて、新たに「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進していきます。

■計画の期間

この計画は、2027(令和 9)年度から 2029(令和 11)年度までの３か年を計画期間としています。

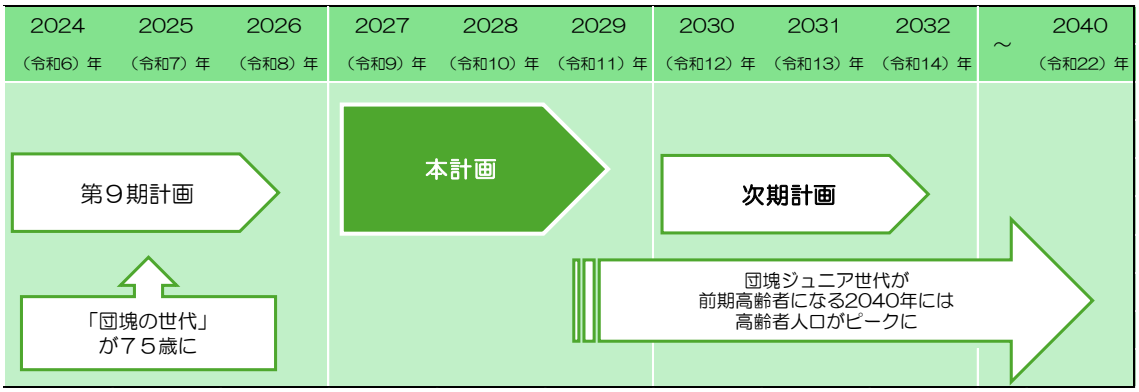

■計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の８及び介護保険法第 117 条並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」(法律上は「老人福祉計画」)と「介護保険事業計画」及び「認知症施策推進計画」を一体のものとして策定するものです。保健・医療・福祉サービス、介護保険及び認知症施策を総合的に展開することをめざしています。また、高齢者に関わる様々な計画との整合も図っています。

ユニボイス貼り付け位置

2　大阪市の高齢者を取り巻く状況

■人口の推移と推計

大阪市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の令和 5 年推計によると、5 年単位での将来人口は、2025(令和 7)年をピークに減少し続けると予測されています。将来の人口構成比をみると、少子高齢化の進行が予測されます。

大阪市の年齢３区分別将来推計人口（推計）

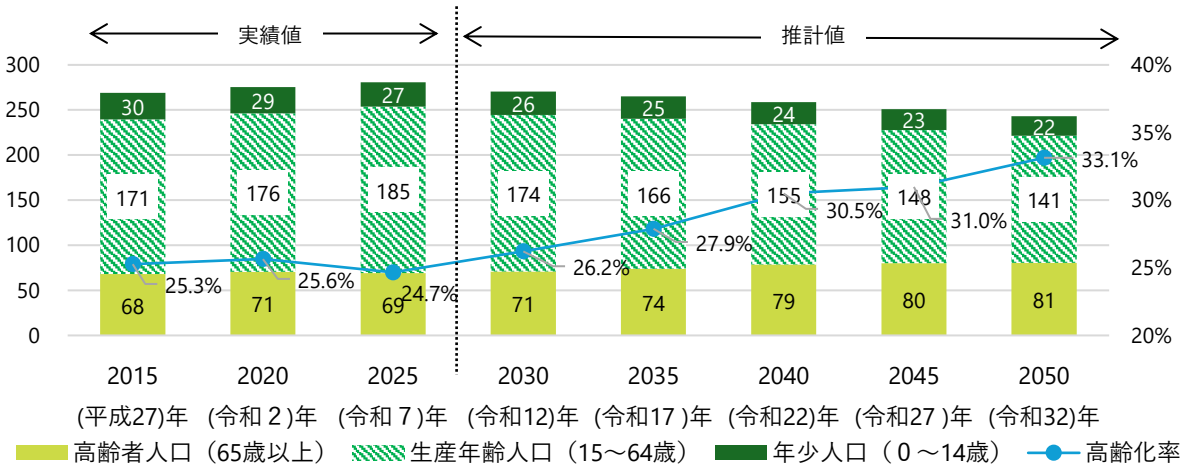

資料：「各年度国勢調査結果参考表_不詳補完結果」（総務省統計局）
（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521）
令和 12 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和５年推計）を基に大阪市算出。

■今後の高齢者人口および高齢化の推移

高齢者人口については 2025(令和 7)年以降増加に転じることが見込まれ、高齢化率についても、2030(令和 12)年に 26.2%、2040(令和 22)年に 30.5%と上昇することが見込まれます。また、高齢者の内訳をみると、前期高齢者数(65 歳～74 歳人口)を後期高齢者数(75 歳以上人口)が上回っています。

大阪市の将来推計人口（高齢者）

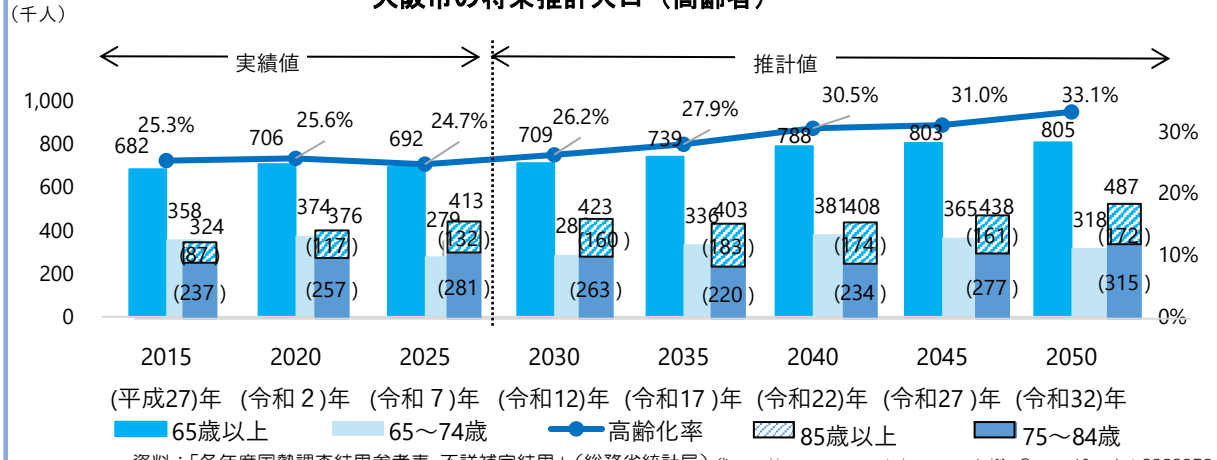

資料：「各年度国勢調査結果参考表_不詳補完結果」（総務省統計局）（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521）
令和 12 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和５年推計）を基に大阪市算出。

ユニボイス貼り付け位置

■65 歳以上世帯員のいる世帯の状況

大阪市の 65 歳以上世帯員のいる一般世帯の状況をみると、単独世帯の割合が上昇傾向で推移しており、2020(令和 2)年に 45.0%となっています。単独世帯の割合は全国平均や他都市に比べて非常に高くなっています。

また、65 歳以上世帯員のいる一般世帯に占める単独世帯は、2025(令和７)年に 257,512 世帯となっており、2010(平成 22)年から約 1.5 倍に増加しています。

65 歳以上の世帯状況の推移

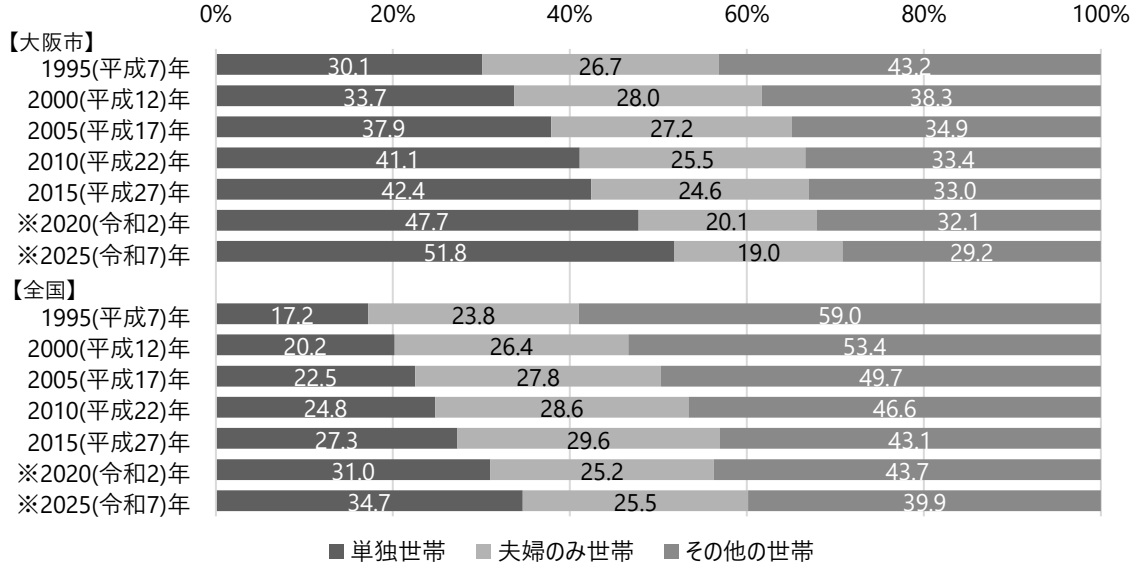

資料：「各年度国勢調査結果参考表_不詳補完結果」（総務省統計局）
(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521)

65 歳以上の世帯内訳（都市比較）

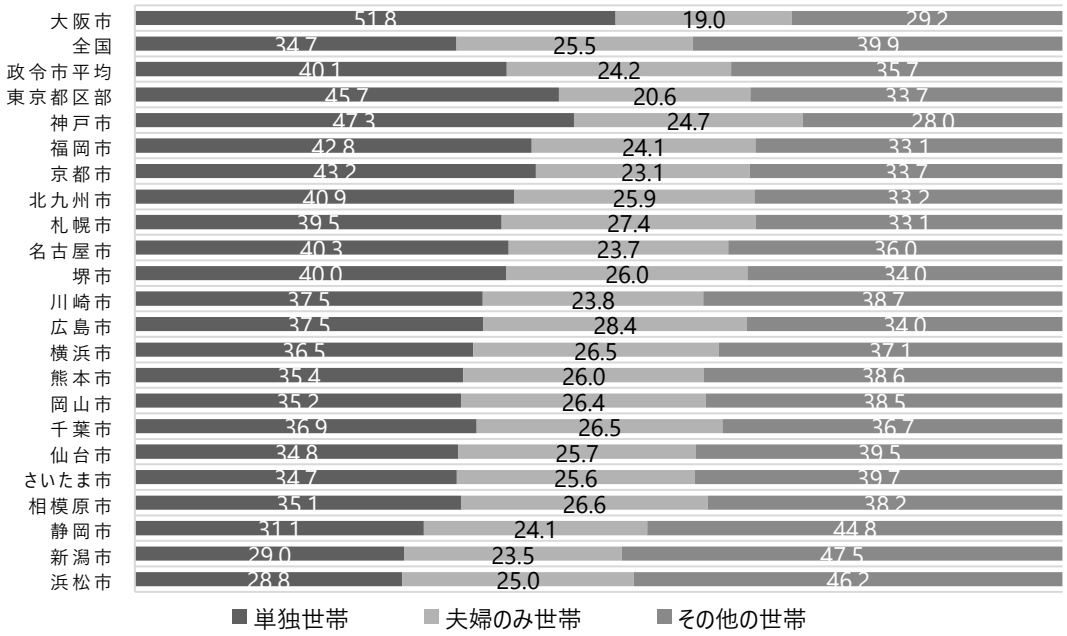

資料：「令和７年度国勢調査結果参考表_不詳補完結果」（総務省統計局）
(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521)

ユニボイス貼り付け位置

■要介護認定者の推移と推計

本市の要介護認定者数は年々増加しており、今後も増加していくことが推計されています。認定率は、大阪市においても全国的にも年々上昇しています。また、大阪市の認定率は、全国の値を大きく上回っています。2026(令和 8)年の認定率は 28.6%で、全国の 20.2%を上回っています。

介護度別・要介護（要支援）認定者数の推移

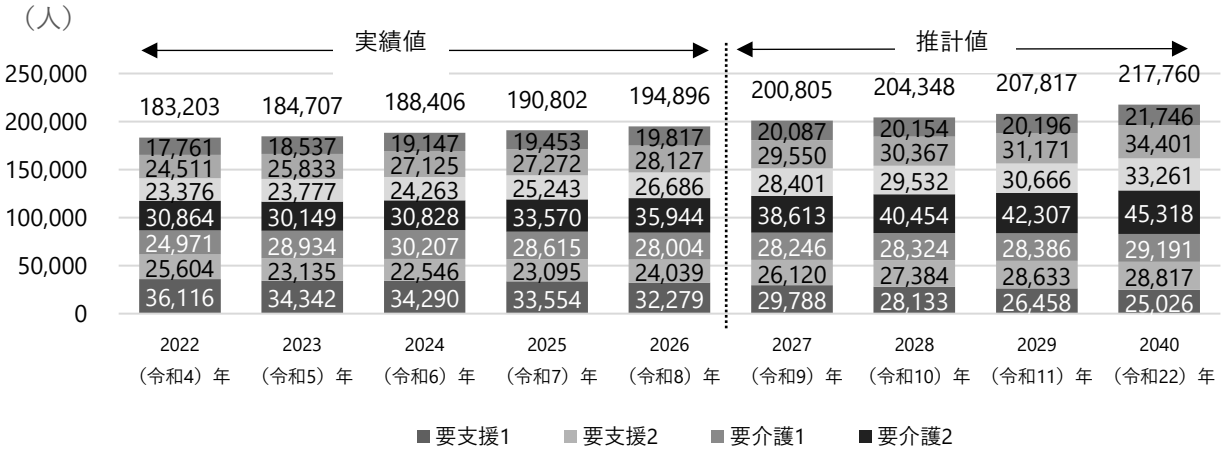

資料：大阪市福祉局　（2023（令和５）年までは各年３月末実績）

大阪市・全国の要介護度別認定率の状況

	要支援	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
	1～2	1	2	1～5	1	2	3	4	5
大阪市	8.4%	4.8%	3.6%	20.7%	4.2%	5.4%	4.0%	4.2%	3.0%
全国	6.0%	3.0%	3.0%	14.5%	4.2%	3.5%	2.6%	2.6%	1.6%

資料：大阪市福祉局（2026(令和 8) 年3月末）

ユニボイス貼り付け位置

■認知症高齢者等の推移

要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方については、2026(令和 8)年には 102,868 人に増加しています。

また、この間、第 1 号被保険者数は減少傾向で推移しているものの、長寿化の進展に伴い、有病率の高い 85 歳以上人口が増加していることから、認知症高齢者数が増加しています。

認知症高齢者数と第 1 号被保険者数の推移

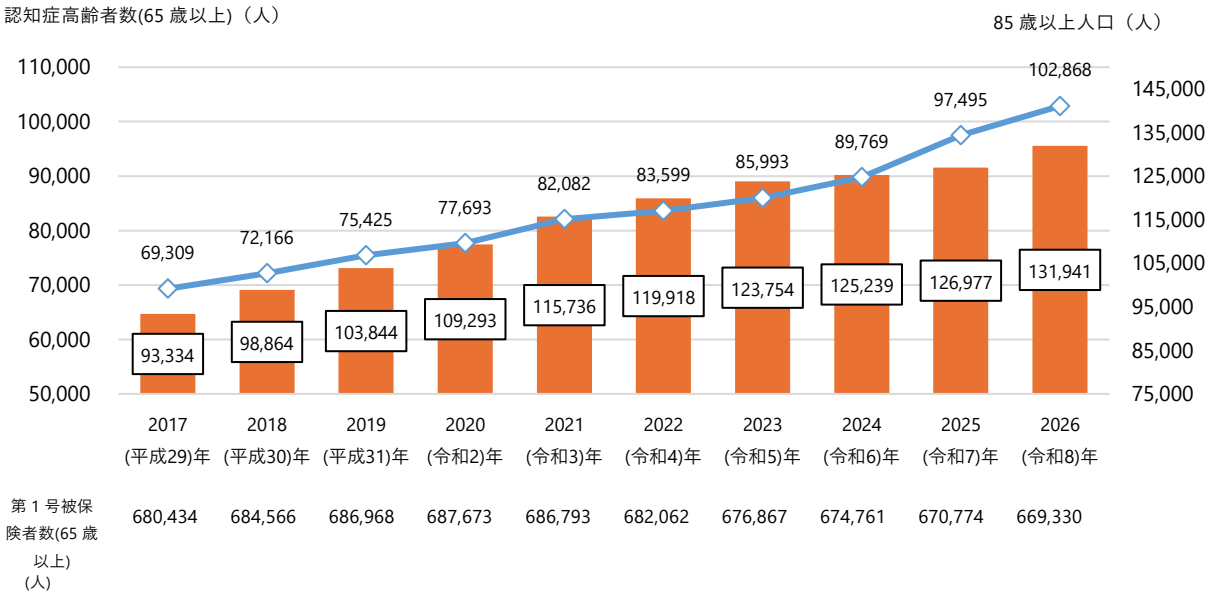

資料：大阪市福祉局

ユニボイス貼り付け位置

3　高齢者実態調査等

今後の高齢者施策の効果的・効率的な展開を図ることを目的として、2025(令和 7)年度に「高齢者実態調査」「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。調査結果報告書については大阪市ホームページ等を参照ください。

● 高齢者実態調査

①　本人調査

調査対象	市内に居住する 65 歳以上の高齢者から無作為抽出した 19,200 人
有効回答数	11,487 件（59.8%）
調査概要	世帯・住まいの状況、健康状態・健康に対する意識・日常生活の状況、地域生活支援、将来の介護や援護に対する考え、高齢者施策全般 等

②　介護支援専門員調査

調査対象	市内の居宅介護支援事業所等に勤務するすべての介護支援専門員 4,393 人
有効回答数	2,862 件（65.1%）
調査概要	担当している利用者の状況、サービス内容と課題、支援困難な利用者への対応状況、高齢者虐待の状況、居宅介護支援事業全般について、ヤングケアラーに関すること 等

③　介護保険サービス利用者調査

調査対象	市内に居住する要支援・要介護認定者で、2025(令和 7)年 1 月から 3 月の間に介護サービスを 1 度でも利用した方から無作為抽出した 7,000 人
有効回答数	3,146 件（44.9%）
調査概要	世帯の状況・介護の状況、要介護認定、介護保険サービスの利用状況と利用に対する考え、外出の状況、介護予防・重度化防止の取組、健康状態、かかりつけ医・歯科医・薬剤師、地域活動、認知症、高齢者向けサービス情報・生活の満足度 等

④　介護保険サービス未利用者調査

調査対象	市内に居住する要支援・要介護認定者で、2025(令和 7)年 1 月から 3 月の間に介護サービスの利用実績がなかった方から無作為抽出した 9,300 人
有効回答数	3,160 件（34.0%）
調査概要	世帯の状況・介護の状況、要介護認定、介護保険サービスの利用状況と利用に対する考え、外出の状況、介護予防・重度化防止の取組、健康状態、かかりつけ医・歯科医・薬剤師、地域活動、認知症、高齢者向けサービス情報・生活の満足度 等

ユニボイス貼り付け位置

⑤　介護者調査

調査対象	介護保険サービス利用者・未利用者調査の対象者を介護している人（介護サービス事業者を除く）
有効回答数	利用者調査 1,399 件、未利用者調査 1,676 件
調査概要	介護者の基本属性、介護の状況、介護上の問題、介護離職に関する問題 等

⑥　施設調査

調査対象	市内にある介護保険施設及び福祉施設（1,192 施設）
有効回答数	760 件（63.8%）
調査概要	利用者の属性、施設の運営状況、サービスの質向上にあたっての取組状況 等

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象	2025(令和 7)年 8 月 1 日現在で、市内在住、要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者から無作為抽出した 52,800 人
有効回答数	33,447 件（63.3%）
調査概要	回答者の属性、家族や生活状況、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、介護予防、就労、たすけあい、健康、認知症にかかる相談窓口の把握、介護サービス利用前後の健康状態、高齢者向けのお知らせ等情報の入手先等

ユニボイス貼り付け位置

4　計画の基本的な考え方

■基本的な考え方

- 今後のさらなる高齢化社会の進展を見据えて、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本として、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人一人が地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。
- このため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。
- 将来の介護現場を支える人材の確保は、大阪市においても重要な課題であり、福祉・介護人材の確保、育成、定着につながる取組を推進します。
- 高齢者の自立支援とともに、要介護状態の重度化防止を図りつつ、介護保険制度の持続を確保し、サービスを必要とする人に必要なサービスを提供できる取組を推進します。

地域包括ケアシステムの推進

○団塊の世代がすべて75歳以上となる2025（令和７）年を目途に、重度な要介護状態となっても地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現してきました。

○今後、高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少していくと見込まれる中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年も見据え、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組む必要があります。

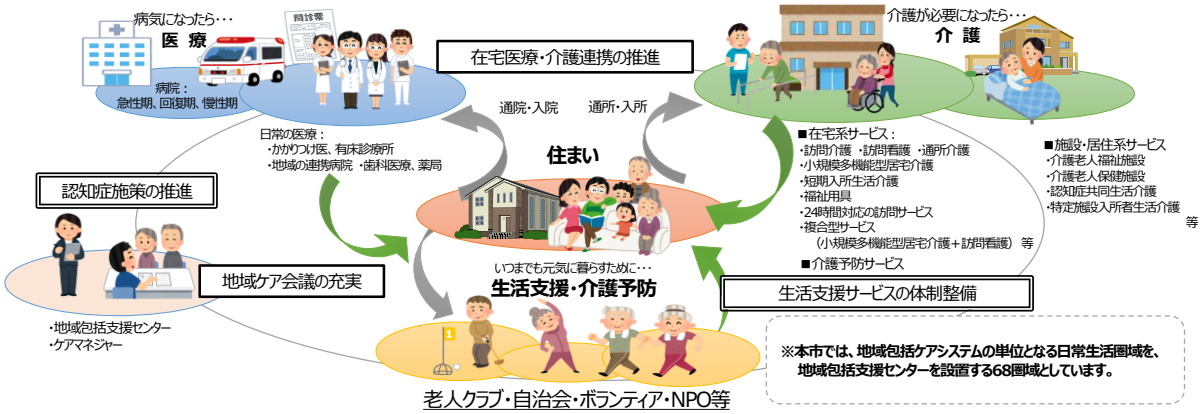

ユニボイス貼り付け位置

■基本方針

本計画では、これらの考え方をもとに、次の４点を基本方針とします。

1　健康でいきいきとした豊かな生活の実現

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、高齢者が年齢にとらわれることなく自由に主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、介護予防・健康づくり、生きがいづくりや社会参加支援の充実に努めます。

2　個々人の意思を尊重した生活の実現

個々人の意思を尊重した生活を実現するため、生活環境や心身の状況等に応じて、地域での生活を続けることができるよう、また、高齢者本人の意思に基づき、自立した生活を送ることができるよう、真に支援が必要な高齢者に対して、適切にサービスが提供されるよう取り組みます。

3　安全で快適な生活環境の実現

安全で快適な生活環境を実現するため、高齢者が社会の一員として地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、住まいづくりや防災体制の充実とともに、「ひとにやさしいまちづくり」の推進に努めます。

4　利用者本位のサービス提供の実現

利用者本位のサービス提供を実現するため、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスを利用できるよう、情報提供、総合相談、サービスへつなぐ支援や権利擁護に努めます。

ユニボイス貼り付け位置

■施策の体系

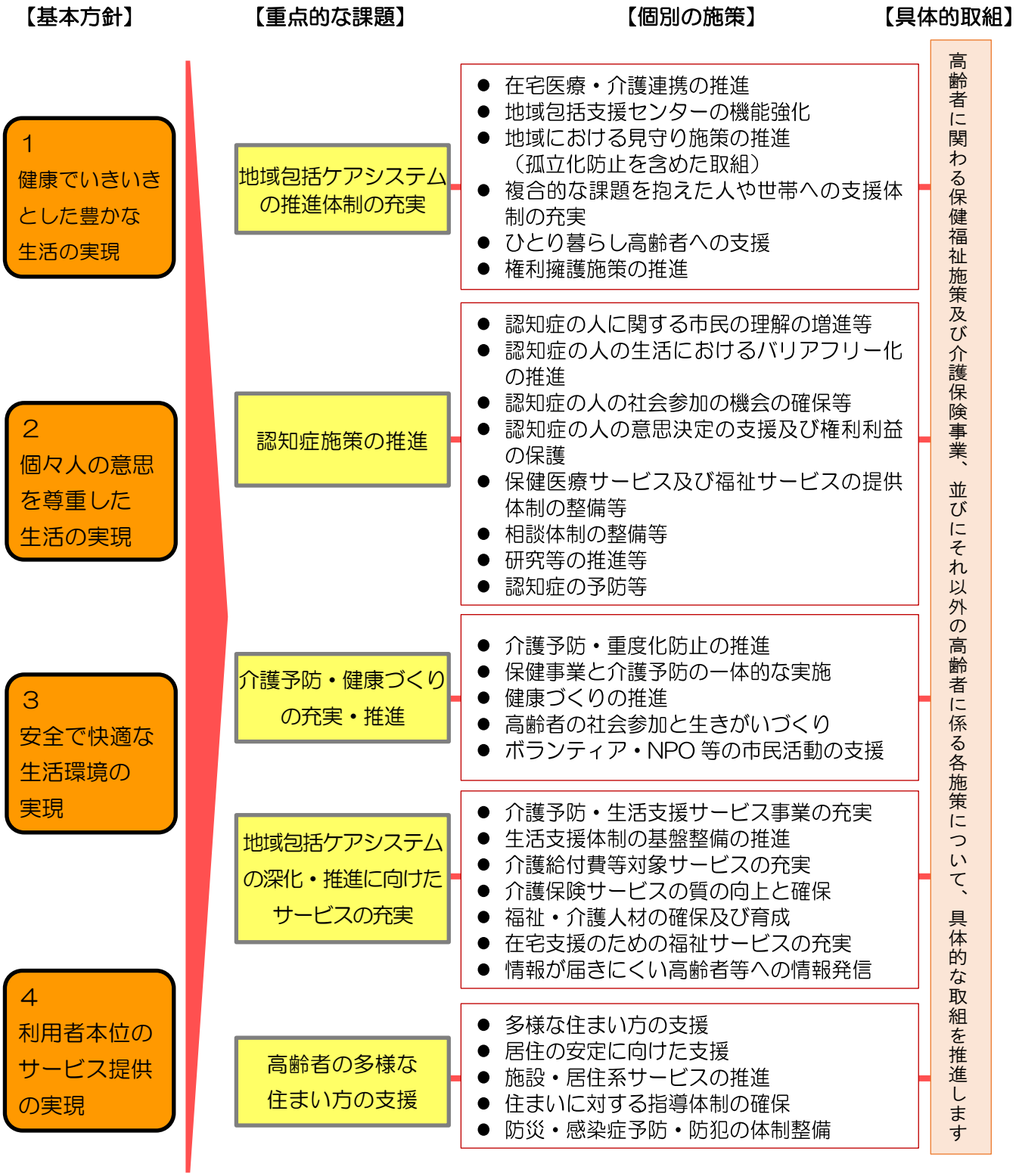

ユニボイス貼り付け位置

5　高齢者施策の展開

■地域包括ケアシステムの推進体制の充実

今後ますます高齢者が増加し、単身高齢者世帯や、認知症高齢者、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の重要性が高まる中、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対する支援・対応を行っていくことが重要です。これまでの取組を踏まえつつ、2040(令和 22)年を見据えて、地域共生社会の実現に向け、中長期的に地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

在宅医療・介護連携の推進

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をめざすため、次の事項に取り組んでいきます。

現状分析・課題抽出・施策立案

地域の関係団体等が参画する各区の「在宅医療・介護連携推進会議」等において、現状分析により抽出された課題をもとに対応策を検討します。

「大阪市在宅医療推進会議」において、区域を越える連携の課題や区の取組を円滑に進めることができるよう、広域における課題と対応策に対する有識者からの意見を反映し、取組を進めていきます。

対応策の実施

在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応、感染症等の非常時の「各場面」における多職種による連携体制の構築を進めていきます。

また、地域住民が自ら希望する医療や介護を受けるなど、在宅での療養が必要となったときに、適切に サービスを選択できるよう普及・啓発を進めていくとともに、「人生会議（ACP)」の理解を促進するため、 医療・介護関係者への研修会の開催や住民への普及啓発に取り組みます。

対応策の評価・改善

総合事業など他の地域支援事業との連携を図りながら、リハビリテーション、栄養、口腔に関する対応強化など、より一層一体的かつ効率的に取組を推進していきます。

今後、PDCAサイクルに沿って地域の実情に応じた柔軟な取組を進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することにより、さらなる取組の充実を図っていきます。

ユニボイス貼り付け位置

地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う機関として、次の事項に取り組んでいきます。なお、大阪市では、68 か所の地域包括支援センターと 61 か所の身近な総合相談窓口(ブランチ)を設置しています。

高齢者の総合相談支援

総合相談支援・権利擁護業務、地域の多職種協働・多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援や地域住民・専門機関等の地域ネットワークの形成を行うとともに、障がい者基幹相談支援センター等、様々な相談支援機関と連携し、切れ目なく円滑に介護サービス等が受けられるよう支援を行います。

また、地域包括支援センターと総合相談窓口(ブランチ)が連携して総合相談支援・権利擁護業務を行います。

地域包括支援センターの機能の強化

地域包括支援センターの運営体制・業務内容等の評価を実施し、市内全域において包括的かつ継続的な支援体制が公平かつ中立に提供されることを担保し、専門機関として質の向上を図るための取組を進めます。

また、大阪市独自の研修として、基礎研修・発展研修・管理者研修等を実施し、各階層に求められる役割と専門的知識の向上を図ります。

地域ケア会議の推進

個別ケース検討のための地域ケア会議、高齢者等の自立支援等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議、ケース検討から見えてきた課題のまとめのための地域ケア会議等を実施します。課題については、地域包括支援センターから運営協議会(区地域ケア推進会議)へ報告し、包括圏域で取り組む課題の解決や地域ネットワークの構築につなげるとともに、市域で取り組むべき課題は市地域ケア推進会議へ報告し、政策形成へつなげます。

ユニボイス貼り付け位置

地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組）

地域における見守り活動が進むにつれ、表面化していなかった要援護者の掘り起しも進んできており、専門的な支援を必要とするケースも増えています。近年では複合的な課題や適切な支援機関がみつからない困難事案も増えてきており、専門的なノウハウを持って取り組む必要があるほか、支援機関同士のネットワーク強化による横断的な支援に向け、以下の事項に取り組みます。

地域における見守り活動の活発化に向けた支援

地域における見守り活動に関する発表の場を設けるなど、地域住民への周知・啓発に取り組み、新たな地域の担い手の育成や、地域福祉コーディネーター等との連携強化を通じて、見守り体制の強化に努めます。

孤立世帯等への専門的対応

「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、各種相談支援機関等と連携し、適切な支援につなげる取組を進めます。制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、「総合的な支援調整の場(つながる場)」の機能を活用して対応を進めます。

また、多岐にわたる支援困難事例への適切かつ円滑な対応に向け、福祉専門職のワーカーによる事例検証や研修等を通じてスキルアップに努めます。

認知症高齢者等見守りネットワーク事業

認知症高齢者等への対応については、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するため、警察等と連携した取組を進めます。

複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実

高齢者を取り巻く福祉課題は複雑化・多様化・深刻化し、本人に対する支援の相談だけでなく、いわゆる 8050 問題やヤングケアラーをはじめとしたケアラーを取り巻く課題（老老介護、ダブルケアなど）、失業や障がいなど、家族が問題を抱えている場合も多く、居住の問題、経済的な問題などを一体的に支援することが求められています。こうした複合的な課題を抱えた世帯を支援するため、高齢者施策では地域ケア会議等を活用し、課題の解決を図ってきましたが、既存の仕組みでは解決が困難な事例も見られており、高齢者の支援機関だけでなく、各施策分野の関係機関がそれぞれの強みを活かし、連携することにより、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実に取り組んでいきます。

地域包括支援センター（再掲）

（P12参照）

ユニボイス貼り付け位置

総合相談窓口（ブランチ）（再掲）

（P12参照）

生活困窮者自立支援事業

各区役所内に自立相談支援機関を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。

総合的な相談支援体制の充実事業

既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが調整役となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場(つながる場)」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組を行います。

ひとり暮らし高齢者への支援

ひとり暮らし高齢者を含むすべての高齢者を対象とした地域における見守りなどの多くの取組を行っており、今後もひとり暮らし高齢者を支え、地域で安心して暮らすことができるように、様々な関係部局、関係機関が連携し、次の取組を充実していきます。

また、令和８年の社会福祉法の一部改正を踏まえ、身寄りがいないことなどにより日常生活又は社会生活を営むうえで支障がある方に対し、日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務等の支援が適切に届くよう、相談支援体制の整備とあわせて取組を進めていく必要があります。

	ひとり暮らし高齢者を支えるための主な取組
相談体制	・ 生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター及び総合相談窓口(ブランチ)により、多様で複合的な課題への相談支援を行います。
地域における見守り	・ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業により、名簿活用による地域での見守り活動の支援、アウトリーチによる孤立世帯等への専門的対応を進めます。
権利擁護施策	・ 成年後見制度やあんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)により、判断能力が十分でない高齢者等の生活を支援します。
認知症の人への支援	・ 認知症初期集中支援推進事業、認知症高齢者等見守りネットワーク事業により、早期支援や見守り体制の強化を進めます。
介護予防の取組	・ 百歳体操等の住民主体の通いの場の充実、介護予防ポイント事業などを通じ、社会参加と介護予防を進めます。
在宅生活の支援	・ 生活支援型食事サービス、日常生活用具の給付、ごみの持ち出しサービス(ふれあい収集)、緊急通報システム等により在宅生活を支えます。
住まいの支援	・ 市営住宅における高齢者向け住宅の入居者募集など、住まいの確保に向けた支援を進めます。

ユニボイス貼り付け位置

権利擁護施策の推進

高齢者に対する虐待は、高齢者の心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害です。大阪市では、区保健福祉センター及び地域包括支援センター（総合相談窓口（ブランチ）を含む）を養護者による高齢者虐待の通報等窓口と位置づけ、専門職を配置して高齢者虐待への迅速かつ適切な対応と養護者への支援に努めていきます。

また、認知症等により判断能力が低下している場合には、本人の意思を丁寧に確認しつつ、必要に応じて成年後見制度の活用を含む権利擁護支援につなげるとともに、国の制度改正の動向も踏まえながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。

高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待に関する周知・啓発や通報窓口の周知に努めるとともに、「高齢者虐待防止連絡会議」を開催し、情報の共有化や関係機関相互の連携の強化を図ります。また、生命・身体に重大な危険が生じ緊急に分離が必要な場合には、特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保します。さらに、養介護施設従事者等に対しては、集団指導や運営指導、監査等の機会を通じて、虐待防止、通報義務、身体拘束廃止や人権擁護に関する研修等の取組を進めます。

成年後見制度等の利用促進

身寄りがいないなど親族等による申立てができない高齢者のため、成年後見制度にかかる市長審判請求を行うとともに、後見等報酬の費用負担が困難な方に対して助成を行います。

また、大阪市成年後見支援センターを中核機関として、地域連携ネットワークの構築や、制度利用に関する広報・相談支援、市民後見人の養成・支援を進めます。

さらに、判断能力が十分ではない高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理・財産保管サービスなどを行う「あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)」の活用を進めます。

老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

やむを得ない事由により、介護保険サービスを利用することが著しく困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、必要に応じて老人福祉法に基づき行政権限による高齢者施設への入所等措置を実施します。

ユニボイス貼り付け位置

■介護予防・健康づくりの充実・推進

高齢期をすこやかに過ごすためには、高齢者ができる限り健康を保持し、介護が必要な状態とならないよう生活習慣病予防と介護予防を総合的に推進していく取組が重要です。また、可能な限り地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防・重度化防止、保健事業と介護予防の一体的な実施、健康づくり、高齢者の社会参加と生きがいづくり、ボランティア・NPO 等の市民活動支援を進めます。

介護予防・重度化防止の推進

心身機能の改善を目的とした機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中で生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境調整も含めたバランスの取れたアプローチが重要であり、以下の事項に取り組みます。

百歳体操等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実

「いきいき百歳体操」等の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸し出しやリハビリテーション専門職等の派遣による助言・指導等を行います。

介護予防ポイント事業

社会参加や地域貢献活動による介護予防を支援するため、65歳以上の高齢者が福祉施設等で活動した場合にポイントを交付し、換金できる事業を実施します。また、受入施設等の拡充やマッチング強化により、活動者の増加と継続を図ります。

介護予防把握事業

65歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない方に基本チェックリスト等を実施します。フレイルリスクが高い閉じこもりがちな高齢者に対して、要介護(要支援)状態への移行をできる限り予防するため、保健師による家庭訪問等を行います。

介護予防普及啓発事業

地域の特色を反映した啓発パンフレット等を作成・配付するとともに、健康講座や健康相談等を開催し、市民の主体的な介護予防への取組を支援します。

介護予防教室（なにわ元気塾）事業

介護予防に関する知識の普及と地域交流の機会を確保するため、閉じこもりがちや生活機能の低下がみられる高齢者を含め、すべての高齢者が身近な地域で定期的（月1回）に参加できる介護予防の通いの場を開催します。

ユニボイス貼り付け位置

健康づくりひろげる講座

介護予防に関する知識や技術を身につけ、自ら介護予防を実践し、地域の介護予防活動の担い手として活動に関わる方を養成します。

生活期におけるリハビリテーションサービス提供体制の充実

市民への周知・啓発や、自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催などにより、リハビリテーションサービスの利用促進を図ります。また、食べる楽しさや口からの栄養摂取の大切さ、嚥下訓練の重要性についても普及を進めます。

保健事業と介護予防の一体的な実施

大阪府後期高齢者医療広域連合との連携のもと、75 歳以上の保健事業を、介護予防事業や 74 歳までの保健事業と一体的に実施することで、高齢者の心身の多様な課題に対し切れ目のないきめ細かな支援を行っていきます。

高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

KDBシステム等を活用し、医療・介護・健診等のデータをもとに、医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による個別支援を行います。また、後期高齢者医療訪問歯科健診や介護予防事業等を一体的な実施に位置付けて進めます。

通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

通いの場等において、KDBシステム等により把握した地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育や健康講座・健康相談等を実施するなど、通いの場等に積極的に関与します。

ユニボイス貼り付け位置

健康づくりの推進

大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１（第３次）」では、「健康日本 21（第三次）」で示されるビジョンに基づき、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)、そして実効性をもつ取組の推進(Implementation)に努めます。具体的には、ライフコースアプローチを踏まえ、生活機能の維持・向上、ライフステージに応じた生活習慣の改善、健康を支え守るための地域づくりを柱として、健康寿命の延伸をめざします。

健康づくりの推進

生活習慣病予防の観点から、高齢者等のライフステージに応じた食生活指導を実施するとともに、「すこやか大阪21」の趣旨に賛同する団体等に「すこやかパートナー」として登録いただき、大阪市と団体、企業等が協力して、社会全体で市民の健康づくりを応援します。あわせて、医療の記録や健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載するすこやか手帳（健康手帳）を交付します。

また、主に壮年期の方を対象に、保健師や栄養士による講話、健康運動指導士による運動指導などを行う「地域健康講座」等の健康教育を実施するとともに、地域健康講座の機会などに地域へ出向き、健康に関する個別相談や、歯科医師による歯の健康に関する相談、必要な助言・指導を行います。

さらに、「大阪市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導」や「大阪市健康診査・保健指導」、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がんの各がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診などの健康診査事業を実施します。

ユニボイス貼り付け位置

高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者ができる限り健康な状態を維持し、介護や支援が必要な状態にならないようにするため、生涯スポーツや生涯学習・文化活動、就労等を通じた生きがいづくりや地域における自主的な活動の支援を行うことにより、高齢者の社会参加を促進する取組を推進します。

高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援

高齢者の外出機会の増加や社会参加の促進を図り、生きがいづくりにつなげるため、敬老優待乗車証の交付や老人クラブの活動支援、介護予防ポイント事業、生活支援体制整備事業に取り組みます。また、地域における生涯学習活動の講師として、優れた知識や技能を有する市民をインストラクターバンクに登録し、講師・指導者として紹介します。さらに、大阪市シルバー人材センターにおいて、就業情報提供機能の充実を図るとともに、子育て家庭を支援する人材を養成する子育て支援講座や、高齢者の日常生活を支援する人材を育成する高齢者生活支援講座を実施します。

生きがいづくり支援のための基盤整備

区スポーツセンターでは、子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ教室を開催するとともに、学校開放による市民レクリエーションセンターでの各種スポーツ教室、大阪プールでの水泳教室やアイススケート教室、中央体育館で気軽に楽しみながら健康づくりができる各種スポーツ教室を実施します。また、長居障がい者スポーツセンター及び舞洲障がい者スポーツセンターにおいて、障がい者の自立と社会参加を促進するための各種スポーツ教室を開催するほか、スポーツ施設の高齢者割引、大阪市が関わる各種大会やスポーツイベント等へのボランティア派遣、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣を行います。

さらに、「総合生涯学習センター」を生涯学習推進の中核施設として、大阪市の各局・施設と連携し、「市民学習センター」（阿倍野・難波）とともに、多様な学習機会の提供や学習相談、生涯学習に関わるボランティアへの研修、助言・相談など、市民の主体的な生涯学習活動を支援します。あわせて、図書館関連では、高齢者等読書環境整備・読書支援事業による貸出しや朗読・紙芝居の実施、市立図書館の大活字本コーナーでの閲覧・貸出し、子どもを対象にした折り紙教室等の催しに高齢者を講師として招くなど、世代間の交流を図る事業を行います。加えて、クラフトパークでの工芸・創作活動、市立文化施設等敬老優待、小学校の教室を活用した生涯学習ルーム事業、老人福祉センターでの活動、老人クラブ支援、敬老優待乗車証の交付、高齢者入浴利用料割引などにも取り組みます。

ユニボイス貼り付け位置

ボランティア・ＮＰＯ等の市民活動の支援

行政や地域住民、地縁団体、ＮＰＯ、協同組合等の多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進する取組を進め、連携を図ることにより一層の市民活動の推進をめざします。

多様な主体の協働による支援体制の構築

大阪市市民活動総合支援事業では、市民活動に役立つ様々な情報の収集・発信や、多様な活動主体間の連携協働を創出するための支援を行います。また、大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターにおいて、福祉ボランティアの相談、登録、需給調整、活動支援、養成講座、交流、広報、福祉教育及びボランティアグループの紹介等を行うとともに、福祉ボランティアコーディネーション事業により、幅広いボランティアコーディネートを実施します。さらに、大阪市市民活動推進助成事業では、区政推進基金（市民活動支援型）に積み立てられた市民、企業などからの寄附金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して支援します。

ユニボイス貼り付け位置

■地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実

長寿化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようにするとともに、サービスを必要とする方に対し個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるように、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を大阪市の実情に応じて深化・推進していきます。

今後、長寿化の進展やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加により、多様な生活支援ニーズへの対応が必要なことから、介護保険給付サービスだけでなく、生活支援・介護予防サービスの充実にも取り組みます。さらに、これらのサービスが適切に提供されるよう、介護サービスの質の向上と確保を図る取組を進めるとともに、高齢者人口の増加に伴う介護の担い手不足に対応するため、福祉・介護人材の確保及び育成に向けた取組を進めます。あわせて、高齢者やその家族が必要なサービスを主体的に選択できるよう情報提供を行うとともに、文化や生活習慣の違いなどにより地域において孤立しがちな外国籍の高齢者など支援を要する高齢者に対して、地域の特性や住民ニーズに応じた支援ができるよう取組を進めます。

介護予防・生活支援サービス事業の充実

介護予防ケアマネジメントを通じて、支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じたサービスが適切に提供されるよう努めるとともに、総合事業の実施状況を把握・分析しつつ、ますます増大する高齢者の多様な生活支援ニーズに的確に対応するため、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人等の多様な主体による多様なサービスを充実できるよう取り組みます。

また、「住民の助け合いによる生活支援活動事業」については、地域における住民相互の支え合い、助け合いの体制づくりを引き続き進めます。

さらに、「生活援助型訪問サービス従事者研修」については、研修の実施手法や広報・周知を進め、研修修了者を増やすことにより、指定事業所におけるサービス提供体制の確保に努めます。

加えて、選択型通所サービスやサポート型訪問サービスについては、介護予防把握事業などにより把握したフレイルリスクが高い高齢者に対し、利用が適切な場合に円滑につなげていくなど、効果的な事業実施に取り組みます。

高齢者の状態やニーズに沿ったサービスの提供

介護予防型訪問サービスでは、有資格者の訪問介護員等により身体介護及び生活援助を行います。短時間型通所サービスでは、デイサービスセンターなどで入浴やサービス利用開始時の慣らし利用などを短時間で行い、選択型通所サービスでは、必要な方に健診を実施し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上を目的とした短期集中のサービスを提供します。また、介護予防ケアマネジメントにより、要支援者等が要介護状態とならないよう支援し、サービス提供が包括的かつ効率的に行われるよう介護予防ケアプランを作成します。

ユニボイス貼り付け位置

生活支援体制の基盤整備の推進

各区及び日常生活圏域に配置した生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、元気な高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。生活支援コーディネーターの体制の充実を図ることにより、協議体を通じて不足する地域資源の開発を行うとともに、地域ケア会議等への積極的な参画・連携を通じて、地域ごとに異なる個別課題や地域課題の解決に向けた支援を行うなど、より地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスの充実に取り組みます。

また、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた地域の支え合い体制の状況把握を進めるとともに、ホームページ上での情報公開や専門職等との情報連携をより一層進めます。

生活支援体制整備事業

高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体が参画する協議体を設置することにより、情報共有と連携強化を図りながら、住民主体の通いの場を充実するなど、生活支援・介護予防サービスの充実及び高齢者の社会参加の促進に向けた取組を進めます。

介護給付費等対象サービスの充実

高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り地域において継続して日常生活を営むことができるよう、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、介護サービスの充実に取り組みます。地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、地域での生活を支えるための地域密着型サービスを充実させていく必要があります。特に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」等については、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていくことが重要です。

また、地域密着型サービスの適切な運営を図るため、「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、利用者の安全・安心に配慮したサービスが提供されるよう取り組みます。

地域密着型サービスの充実

重度の要介護者の方や認知症の人などの在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの充実を図ります。また、高齢者が認知症になっても、重度の要介護状態になっても、可能な限り地域で生活を継続できるよう、身近なところでサービスを提供する地域密着型サービスの事業者の参入促進に取り組みます。

ユニボイス貼り付け位置

介護保険サービスの質の向上と確保

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう、介護給付の適正化を図っていきます。

大阪市では、介護サービスの質の向上と確保を図るため、給付適正化システム等を活用しながら、介護サービス情報の公表、介護サービスの適正化、介護サービス事業者の指定・指導、介護支援専門員の質の向上、公平・公正な要介護(要支援)認定、苦情・相談等への対応、文書負担軽減、事故防止などの取組を進めます。

介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

利用者が適切な事業者を選択できるよう、「介護サービス情報公表センター（大阪）」を指定し、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を通じて情報提供を行います。また、認知症対応型共同生活介護に係る外部評価結果についても公開します。

介護サービスの適正化

令和6年の国の制度改正を踏まえ、要介護(要支援)認定の適正化、ケアプラン点検及び住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合・縦覧点検に重点的に取り組むとともに、介護給付費通知についても引き続き実施します。

介護サービス事業者の指定・指導

介護サービス事業者から提出された指定申請については、慎重に審査し、適切かつ速やかに処理を行います。また、指定有効期間(6年)中に1回以上は運営指導を実施し、苦情・通報等に基づく指導や監査を行うとともに、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等において介護サービスを提供する事業者への重点的な指導を進めます。

介護支援専門員の質の向上

介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援するほか、基準違反等のない適正なケアプランの作成にかかる意識改善のため、ケアプランの点検・評価や講習会の開催等を行います。また、主任介護支援専門員を中心とした包括的・継続的ケアマネジメント支援を推進します。

公平･公正な要介護（要支援）認定

公平・公正な認定調査及び審査判定のために、認定調査員への研修を行うとともに、必要に応じて保健師の同行や手話通訳者等の派遣を行い、的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。

ユニボイス貼り付け位置

介護保険サービスの苦情・相談等への対応

区保健福祉センターによる介護保険制度における苦情相談への迅速な対応を図るとともに、おおさか介護サービス相談センター事業において、一般相談のほか、保健・医療・福祉及び法律等の専門家による専門相談を行い、利用者・事業者から中立的な立場で、あっせん・調停などによる迅速な問題解決を図ります。

福祉・介護人材の確保及び育成

高齢化が進展する一方、福祉・介護の担い手となる生産年齢人口は減少しており、大阪市においても介護サービス等を担う人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

そのため、福祉・介護の仕事に対する理解促進やイメージアップ、人材のすそ野を広げる取組、専門職のスキルアップやモチベーション向上、介護ロボットや ICT 活用、カスタマーハラスメント対策などを進め、働きやすい職場環境・労働環境の整備と、人材の確保・育成・定着を図ります。

福祉に関する理解促進やイメージアップの取組

福祉・介護の仕事の魅力を発信する「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」の実施や、小学生向け福祉読本、中学生向け福祉教育プログラムなどにより、福祉に関する理解促進とイメージアップを図ります。

専門職のスキルアップやモチベーションの向上につながる取組

大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉専門職向けのキャリア研修やスキルアップ研修、職員同士の横のつながりを作る場等を開催します。

人材のすそ野を広げる取組

直接介助に携わらない業務を担う「アシスタントワーカー」の導入や、軽度の要支援者等に対する生活援助サービス従事者を養成する「生活援助サービス従事者研修」を通じて、多様な人材の確保に取り組みます。

福祉・介護人材が働きやすい職場環境づくり

介護従事者の負担軽減等のため、大阪府の補助制度を活用し、介護ロボットの導入やICT活用の普及を促進するとともに、おおさか介護サービス相談センターにおいて、カスタマーハラスメント対策として、介護ハラスメント弁護士相談を実施します。また、介護職員処遇改善加算の取得促進に引き続き取り組むとともに、介護人材確保に関する課題への対応については、引き続き状況把握・分析を行い大阪府と連携して取組を進めます。

ユニボイス貼り付け位置

在宅支援のための福祉サービスの充実

高齢者が地域で自立した日常生活を可能な限り継続できるようにするために介護保険の居宅介護サービスだけでなく、高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供、さらには要介護（要支援）高齢者を介護する家族に対する支援も重要となります。そのため、介護保険サービス以外の生活支援サービスを提供するとともに、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、見守り相談室等の関係機関と連携しながら制度周知に努め、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

在宅福祉サービス

生活支援型食事サービス、在宅高齢者日常生活用具給付、ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）、緊急通報システムのほか、介護用品の支給や家族介護支援事業などに取り組みます。

その他の支援

介護用品の支給、家族介護等支援事業、家族介護慰労金など、在宅の要介護高齢者を介護する家族に対する支援を行います。

情報が届きにくい高齢者等への情報発信

地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療・介護サービスの情報に加え、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容等について、地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが重要です。

高齢者実態調査の結果では、市のホームページやメールマガジンから高齢者向けサービスの情報を入手している人の割合は依然として低いことから、デジタル技術の活用に加え、様々な媒体や方法も活用し、情報が届きにくい高齢者等へ情報発信していきます。

多様な情報の提供

必要なサービスを高齢者が主体的に選択できるよう、介護保険サービスをはじめ、保健、医療、福祉、就労、学習、住宅及び生活環境等、様々な分野にわたる多様な情報を効果的に提供します。具体的には、「大阪市高齢者施策のあらまし」や「高齢者在宅福祉サービス一覧」、生活ガイドブック「くらしの便利帳」、介護保険制度パンフレット、消費生活相談、ATCエイジレスセンター事業、高齢者福祉月間等を通じて情報提供を行います。

外国籍の高齢者などに対する情報提供

外国籍の高齢者などが、保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、介護保険制度の外国語パンフレットの作成や、大阪国際交流センター等における多言語相談窓口、生活情報の提供など、効果的な情報提供に努めます。

ユニボイス貼り付け位置

■高齢者の多様な住まい方の支援

高齢者が地域で安心して暮らせるように、日常生活の場となる住宅につき、身体機能が低下した場合でも生活に支障のないようバリアフリー化を促進する等の居住環境の整備を進めるとともに、高齢者のニーズに応じた多様な居住形態と付随するサービスの確保と質の向上を図ります。特に、住宅確保に配慮が必要な高齢者が増加する中、住まいの確保と生活支援の両面から支える視点が重要です。 また、介護老人福祉施設などの施設に入居した高齢者に対しては、施設での生活をできるだけ在宅に近い環境となるよう、ユニットケアのような個別ケアの推進を図りつつ、高齢者のニーズに応じた施設・居住系サービスの整備、推進を行います。さらに、高齢者が社会の一員として地域で自立した生活を営むとともに、まちを安全かつ快適に移動し、安心して行動できるよう「ひとにやさしいまちづくり」を積極的に推進します。

多様な住まい方の支援

介護や支援が必要になっても可能な限り地域に住み続けることができるよう、個々の高齢者の状況やニーズに沿った多様な住まいの確保に努めます。また、「住宅」か「施設」かという従来の区分だけでなく、多様なニーズに応じた居住形態の確保や住み替えを進めるとともに、付随するサービスの確保と質の向上を図ります。

多様な居住ニーズに対応した情報提供

大阪市立住まい情報センターを総合的な住情報サービスの拠点として位置づけ、関係団体と連携しながら、高齢者などに対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供サービスを実施します。また、高齢者の住まいに関する情報の提供等が身近な窓口で行えるよう検討を進めます。

居住の安定に向けた支援

住宅は生活の基盤であり、生涯を通じて安定した住生活の確保を図る必要があります。大阪市では、市営住宅の高齢化対応設計やバリアフリー化を進めるとともに、民間賃貸住宅への入居支援、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供と指導、介護保険給付等による住宅改修支援、安全な歩行空間や公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

市営住宅における高齢化への対応

建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計を行うとともに、既存市営住宅のバリアフリー化を図ります。また、高齢者向け住宅、単身者向け住宅、親子ペア住宅、親子近居住宅などの入居者募集を行うほか、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、NPO等の団体に市営住宅の空き住戸を提供します。

ユニボイス貼り付け位置

民間住宅における高齢化への対応

セーフティネット住宅登録制度により、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を進め、市民に広く情報提供を行います。また、居住サポート住宅認定制度や、大阪市居住支援協議会、Osakaあんしん住まい推進協議会等を通じて高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援し、入居後も安心して生活できるよう居住サポート住宅の認定に取り組みます。さらに、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームについて、情報提供を行うとともに、関係部局が連携して事業者への指導に取り組みます。

住宅の改修に対する支援

「(介護予防) 住宅改修費の支給（介護保険給付サービス)」を行うとともに、介護保険給付を補完する制度として、高齢者住宅改修費給付事業を実施します。

安全な歩行空間等の整備

公園施設、歩道等の整備、投票所のバリアフリー化により高齢者の通行の安全に努めます。また事業者が、不特定多数の人々が利用する建築物などの施設を設置しようとするときは、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、事前に市長に協議を行います。

公共交通機関の改善

鉄道駅舎についてのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけるとともに、大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社が実施する安全対策やバリアフリー化の取組が着実に進むよう働きかけていきます。

施設・居住系サービスの推進

高齢者の多様なニーズに対応するため、特別養護老人ホームなど、個々の高齢者のニーズに合った施設・居住系サービスの提供に努めます。また、2040 年にかけて、介護と医療の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、需要に応じた提供体制を確保していきます。

○施設・居住系サービス

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設)、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、経過的軽費老人ホーム（A型)、生活支援ハウス

ユニボイス貼り付け位置

住まいに対する指導体制の確保

近年増加している有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、適切な管理・運営が行われるよう、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、定期的な立入検査等の指導を行います。

また、未届の有料老人ホームに対しては届出を勧奨するとともに、いわゆる「囲い込み」や不適切な紹介手数料の設定などにも対応し、指導監督の実効性を高めます。

防災・感染症予防・防犯の体制整備

自然災害や感染症の発生時においても、サービスを必要とする高齢者が継続してサービスを受けられるよう体制整備を図ります。

また、見守り活動の活発化や介護サービス事業者への BCP 策定支援、青色防犯パトロール活動への支援などにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

ユニボイス貼り付け位置

6　認知症施策の推進

■認知症施策推進計画の策定

大阪市では、地域で生活する認知症の人とその家族等が、生きがいを持って安心して生活できる環境の実現に向けて、これまで高齢者保健福祉施策の一環として認知症施策を進めてきました。

2023(令和 5)年に成立し、2024(令和 6)年 1 月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」により、国や市町村は、認知症の人の尊厳が守られ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有することが明確化されました。

これを踏まえ大阪市では、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族等と共に認知症施策を推進するため、「認知症施策推進計画」を策定します。

認知症施策の推進にあたっては、「新しい認知症観」、すなわち、認知症になってからも一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方に立ち、共生社会の実現をめざします。

■認知症の人の推移

大阪市の 2026(令和 8)年 4 月 1 日現在の第 1 号被保険者数は約 67 万人で、2020(令和 2)年以降減少傾向にある一方、認知症高齢者数は 2020(令和 2)年の 77,693 人から 2026(令和 8)年の 102,868 人へ増加しています。

これは、長寿化の進展に伴い、有病率の高い 85 歳以上人口が増加していることが大きく関係しています。

また、65 歳未満で発症する若年性認知症についても、2026(令和 8)年 4 月時点の大阪市の推計人口をもとにすると、800 人超と推計されており、就労や子育て、経済的課題など、高齢期とは異なる支援ニーズへの対応も重要です。

認知症高齢者数と第１号被保険者数の推移（再掲）

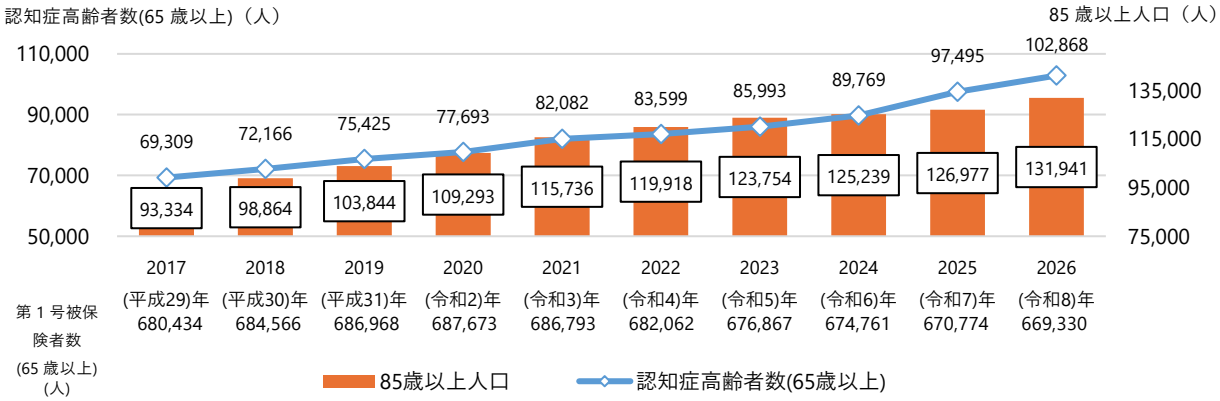

資料：大阪市福祉局

ユニボイス貼り付け位置

■認知症施策の推進にかかる具体的な取組

認知症の人に関する市民の理解の増進等

認知症の人が地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人一人が認知症に関する正しい知識と理解を深めることが重要です。

そのため、認知症の日(9 月 21 日)・認知症月間(9 月) の機会を捉えた普及啓発、認知症アプリ・ナビやホームページ等による情報発信、認知症サポーター養成講座やキャラバン・メイト養成を進めます。

また、認知症の人本人からの発信の機会を確保し、認知症の人に関する正しい理解や「新しい認知症観」の浸透につなげます。

認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人が日常生活や社会生活を営むうえでの障壁を取り除くため、認知症バリアフリーの考え方を広げていきます。関係部局や企業・団体等に対する普及啓発を進めるとともに、ちーむオレンジサポーターやオレンジパートナーの取組を通じて、認知症の人にやさしいまちづくりを進めます。また、災害時にも認知症の人が安心して過ごすことができるよう、必要な情報の周知や環境づくりを進めます。

認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症になってからも、地域の中でその人らしく暮らし続けることができるよう、認知症カフェ、ちーむオレンジサポーター、就労を含めた多様な居場所や社会参加の機会の確保に取り組みます。若年性認知症の人については、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、認知症地域支援推進員等への後方支援や、企業等への普及啓発を進め、早期の気づきや就労継続につなげます。

認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

認知症になってからも、その人らしい暮らしが守られ、自らの意思によって日常生活や社会生活を営むことができるよう、意思決定支援と権利擁護を進めます。

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の周知や、成年後見制度をはじめとした権利擁護施策が適切に活用されるよう専門機関との連携強化を図るとともに、 頼れる身寄りがいない認知症の人への支援についても関係機関と連携して対応します。

保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の疑いがある人や認知症の人に対し、早期診断・早期対応が行えるよう、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センター、かかりつけ医、地域包括支援センター等の連携強化を進めます。

また、医療・介護従事者への認知症対応力向上研修、認知症の人の家族等への支援、認知症高齢者等見守りネットワーク事業などを通じて、認知症の人とその家族等を支える体制を強化します。

ユニボイス貼り付け位置

相談体制の整備等

認知症の疑いがある人や認知症の人、その家族等が、いつでも身近な窓口に相談できるよう、認知症強化型地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等の相談先の周知を進めます。また、地域の支援機関によるネットワークの構築や、認知症カフェ等の活動支援を通じて、気軽に相談できる環境づくりを進めます。

研究等の推進等

国や研究機関 、大阪健康長寿医科学センター等における認知症の診断・治療・予防・リハビリ・ケアに関する研究成果を把握し、市民や関係機関へ広く発信するとともに、認知症ケアに携わる医療・介護従事者等の人材育成や施策の推進につなげます。

また、市立弘済院が培ってきた認知症に関する専門的医療・介護機能やノウハウについては、大阪健康長寿医科学センターへの継承・発展を図り、認知症施策の充実につなげます。

認知症の予防等

誰もがなり得る認知症について、その発症を遅らせ、進行を緩やかにするために、発症や進行のリスク低減に資すると考えられる取組を推進することが重要であることから、 認知症予防に関する正確な情報発信、住民主体の通いの場等の支援、早期発見・早期診断につながる環境整備、認知症の人の社会参加に資する取組を進めます。また、介護予防の重点的取組である「すかいプロジェクト」とも連携しながら、認知症予防を含めた介護予防を推進します。

ユニボイス貼り付け位置

7　サービスの目標量・施設等の整備目標

■介護保険サービス目標量

要介護（要支援）認定者数の伸びやこれまでの給付実績等を踏まえて設定しています。

①　居宅サービス

サービス種別/サービス量	単位	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2040（令和22）年度
①訪問介護	回/週	497,924	512,383	527,882	536,568
②訪問入浴介護	回/週	2,091	2,122	2,156	2,315
介護予防訪問入浴介護	回/週	3	3	3	3
③訪問看護	回/週	69,868	72,000	74,244	78,608
介護予防訪問看護	回/週	5,499	5,613	5,720	5,658
④訪問リハビリテーション	回/週	16,481	17,027	17,601	18,566
介護予防訪問リハビリテーション	回/週	1,932	1,969	2,012	1,988
⑤居宅療養管理指導	人/月	42,400	43,644	44,962	47,785
介護予防居宅療養管理指導	人/月	1,764	1,761	1,758	1,717
⑥通所介護	回/週	53,892	55,712	57,607	66,182
⑦通所リハビリテーション	回/週	19,430	20,116	20,831	20,831
介護予防通所リハビリテーション	人/月	3,172	3,176	3,178	3,111
⑧短期入所生活介護	日/月	51,566	53,349	55,263	59,501
介護予防短期入所生活介護	日/月	188	189	194	190
⑨短期入所療養介護	日/月	6,914	7,123	7,377	8,088
介護予防短期入所療養介護	日/月	26	26	31	30
⑩特定施設入所者生活介護	人/月	7,701	7,819	7,937	9,977
介護予防特定施設入所者生活介護	人/月	747	759	771	958
⑪福祉用具貸与	人/月	91,930	94,643	97,472	102,089
介護予防福祉用具貸与	人/月	17,344	17,476	17,595	17,283
⑫特定福祉用具販売	人/年	12,373	12,705	13,052	13,624
特定介護予防福祉用具販売	人/年	2,619	2,624	2,628	2,572
⑬住宅改修費の支給	人/年	8,664	8,843	9,027	9,294
介護予防住宅改修費の支給	人/年	2,803	2,791	2,777	2,709
⑭居宅介護支援	人/月	115,741	118,973	122,339	127,674
介護予防支援	人/月	21,071	21,193	21,300	20,901

ユニボイス貼り付け位置

② 施設サービス

サービス種別/サービス量	単位	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2040（令和22）年度
①介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）	人/月	14,809	14,830	14,830	15,170
②介護老人保健施設	人/月	8,054	8,054	8,054	8,054
③介護医療院	人/月	300	310	360	620

③ 地域密着型サービス

サービス種別/サービス量	単位	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2040（令和22）年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	998	1,030	1,065	1,135
②地域密着型通所介護	回/週	30,807	31,835	32,903	34,703
③認知症対応型通所介護	回/週	2,528	2,612	2,699	2,855
介護予防認知症対応型通所介護	回/週	7	7	7	6
④小規模多機能型居宅介護	人/月	1,128	1,129	1,129	1,107
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	99	99	99	97
⑤認知症対応型共同生活介護	人/月	3,391	3,391	3,391	5,190
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	5	5	5	9
⑥地域密着型特定施設入所者生活介護	人/月	190	230	260	405
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	537	566	566	576
⑧看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	人/月	315	315	315	319

④ 介護予防・生活支援サービス事業

		2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2040（令和22）年度
訪問型サービス	介護予防型訪問サービス	36,400	29,120	23,296	14,909
	生活援助型訪問サービス	123,238	122,741	122,246	118,524
	住民の助け合いによる生活支援活動事業	2,000	2,000	2,000	1,939
	サポート型訪問サービス	50	50	50	48
通所型サービス	介護予防型通所サービス	145,086	144,501	143,338	138,974
	短時間型通所サービス	1,158	1,153	1,144	1,109
	選択型通所サービス	65	65	65	63

ユニボイス貼り付け位置

⑤ 一般介護予防事業

	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度
介護予防ポイント事業活動者数（年間）	580	610	660

⑥ 包括的支援事業

		2027 (令和9)年度	2028 (令和 10)年	2029 (令和 11)年
地域包括支援センターの運営（設置箇所）		68 か所	68 か所	68 か所
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携相談窓口設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チーム設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
	認知症地域支援推進員設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
	ちーむオレンジサポーターにかかるコーディネーター設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（ＳＣ）の配置（行政圏域）	24 圏域	24 圏域	24 圏域
	生活支援コーディネーター（ＳＣ）の配置（日常生活圏域）	68 圏域	68 圏域	68 圏域

■施設等の整備目標（年度末定員数）

	2027 （令和９） 年度	2028 （令和１０） 年度	2029 （令和１１） 年度	2040 （令和２２） 年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	14,830 人	14,830 人	14,830 人	15,170 人
うち地域密着型介護老人福祉施設	566 人	566 人	566 人	576 人
介護老人保健施設	8,054 人	8,054 人	8,054 人	8,054 人
介護医療院	310 人	360 人	400 人	620 人
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	4,887 人	4,887 人	4,887 人	5,190 人
特定施設入居者生活介護	11,500 人	11,700 人	12,000 人	16,000 人
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	269 人	327 人	356 人	430 人

ユニボイス貼り付け位置

■自立支援・重度化防止等に係る取組と目標

高齢者の自立支援・重度化防止等に係る取組と目標について、次のとおり設定しています。

① 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組の推進

取組内容	第 10 期の目標
〈在宅医療と介護の連携〉	
（在宅医療・介護連携推進事業の推進）地域の関係団体等が参画する各区の「在宅医療・介護連携推進会議」等において、現状分析により抽出された課題をもとに対応策を検討します。	すべての区において、区役所が会議を開催し、現状を分析し、課題を抽出のうえ、対応策を立案する。
（医療・介護関係者の支援）在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、多職種による連携体制の構築を進めていきます。	すべての区において、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討する。
（在宅医療・介護連携推進事業の評価・改善）PDCA サイクルに沿って地域の実情に応じた柔軟な取組を進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めます。	すべての区において、めざす姿・目標を設定し、対応策について評価・改善を行う。
＜地域包括支援センターの機能強化＞	
（地域包括支援センターの資質の向上）地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。	事業評価指標※に基づく評価結果　目標値等：全ての地域包括支援センターが全ての項目を満たす。 ※総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価指標
＜認知症の人への支援＞	
（認知症初期集中支援推進事業の推進）早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。	医療・介護等の支援につながった割合 目標値：90%以上/年 ※介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。
〈介護予防・重度化防止の推進〉	
（介護予防ポイント事業の推進）社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組を推進します。	介護予防ポイント事業活動者数 2027(令和 9)年度末　580 人 2028(令和 10)年度末　610 人 2029(令和 11)年度末　660 人
（生活期におけるリハビリテーションサービス提供体制の充実） 市民のリハビリテーションに対する意識向上を図るための周知・啓発や、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントの意識を向上するための自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催など、リハビリテーションサービスの利用促進に向けた効果的な取組を実施します。	リハビリテーションサービスの利用促進　・通所リハビリテーション利用率 2027(令和 9)年度末時点　6.6% 2028(令和 10)年度末時点　6.8% 2029(令和 11)年度末時点　7.1%

ユニボイス貼り付け位置

取組内容	第 10 期の目標
<生活支援体制の基盤整備の推進>	
（住民主体の通いの場の充実）介護予防に資する通いの場について、厚生労働省が参加する高齢者の割合を2040 年までに 15%とすることをめざしていることを勘案し、地域ニーズに応じた住民主体の通いの場づくりを支援する取組を推進します。	介護予防に資する通いの場の参加率 2027(令和 9)年度 13.5% （人数目安：90,600 人） 2028(令和 10)年度 13.6% （人数目安：91,300 人） 2029(令和 11)年度 13.7% （人数目安：92,000 人） ※参加者の割合は、厚生労働省の算定方法に基づく会場別の実参加数の合計 ※人数目安は、令和 7 年高齢者人口数での試算
<介護支援専門員の質の向上>	
（ケアマネスキルアップ事業）介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」及び「基準違反等のない適正なケアプランの作成」の実践に向けた取組を支援するために、居宅介護支援事業所が作成するケアプランの点検・評価や講習会の開催等を行います。	ケアマネスキルアップ事業 ・参加率 2027(令和 9)年度～2029(令和 11)年度の対象事業所のうち 90%以上

② 介護給付等に要する費用の適正化の推進

取組内容	第 10 期の目標
（ケアプランチェック）個々の受給者が真に必要とする過不足のないサービス提供の確保等を目的として、区分支給限度基準額の割合が 7 割以上かつ利用サービスの 6 割以上が訪問介護サービスとなっているケアプランを取り寄せ、点検を行うとともに、居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランの記載内容について、介護支援専門員とともに確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援します。	（1）区分支給限度基準額の割合が 7 割以上かつ利用サービスの 6 割以上が訪問介護サービスとなっているケアプラン検証点検プラン数 ：2027(令和 9)年度～2029(令和 11)年度 各年度 700 プラン以上 （2）ケアプランチェック（居宅サービス計画） 点検事業所数 ：2027(令和 9)年度～2029(令和 11)年度 192 事業所以上
（介護給付費支払実績点検（縦覧点検））国民健康保険団体連合会に業務を委託し、国民健康保険団体連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認します。疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。	介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合） 2027(令和 9)年度 8,050 件 2028(令和 10)年度 8,100 件 2029(令和 11)年度 8,150 件
（有料老人ホーム等において介護サービスを提供する事業者に対する重点的な運営指導）有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等（特定施設入居者生活介護事業所を除く）において介護サービスを提供する事業者に対し、国民健康保険団体連合会のデータ等を活用し、重点的な指導を行います。	有料老人ホーム等において複数の利用者に一定割合以上の介護保険サービスを提供している訪問介護事業所等（高齢者住まい関連事業所）への運営指導件数 2027(令和 9)～2029(令和 11)年度 85 件以上

ユニボイス貼り付け位置

取組内容	第 10 期の目標
（公平・公正な要介護（要支援）認定調査）公平・公正な要介護（要支援）認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する新規研修・現任研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。	認定調査員等研修（新規・現任） 2027(令和 9)年度 436 人 2028(令和 10)年度 436 人 2029(令和 11)年度 436 人 保健師の同行・手話通訳者等の派遣 必要に応じて実施

③ その他

取組内容	第 10 期の目標
（介護サービス事業所に対する指導）介護サービス事業所に対する運営指導の一部委託を継続し、運営指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。	運営指導実施率 2027(令和 9)～2029(令和 11)各年度 16.6%以上
（高齢者虐待防止に関する取組の推進）養介護施設従事者等に対しては、集団指導や運営指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組を進めます。また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすもとになりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組を進めます。	虐待防止等に関する研修参加事業所数 2027(令和 9)年度～2029(令和 11)年度における集団指導対象事業所の 98%以上
（福祉・介護人材の育成等）大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組みます。また、福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図ります。	大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修に対する満足度評価（5 段階評価）4 以上 小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育の実施により、福祉に対する小学生の理解が深まったと感じる小学校教員 80%以上
（介護職員処遇改善加算取得の促進）介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組がより一層促進されるよう、大阪市としても、集団指導等において介護職員等処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組みます。	処遇改善加算取得事業所数 2027(令和 9)年度 4,525 か所 2028(令和 10)年度 4,615 か所 2029(令和 11)年度 4,717 か所

ユニボイス貼り付け位置

８　介護保険給付に係る費用の見込み等

■介護保険給付に係る費用算定の流れ

国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、次のとおり費用算定を行いました。

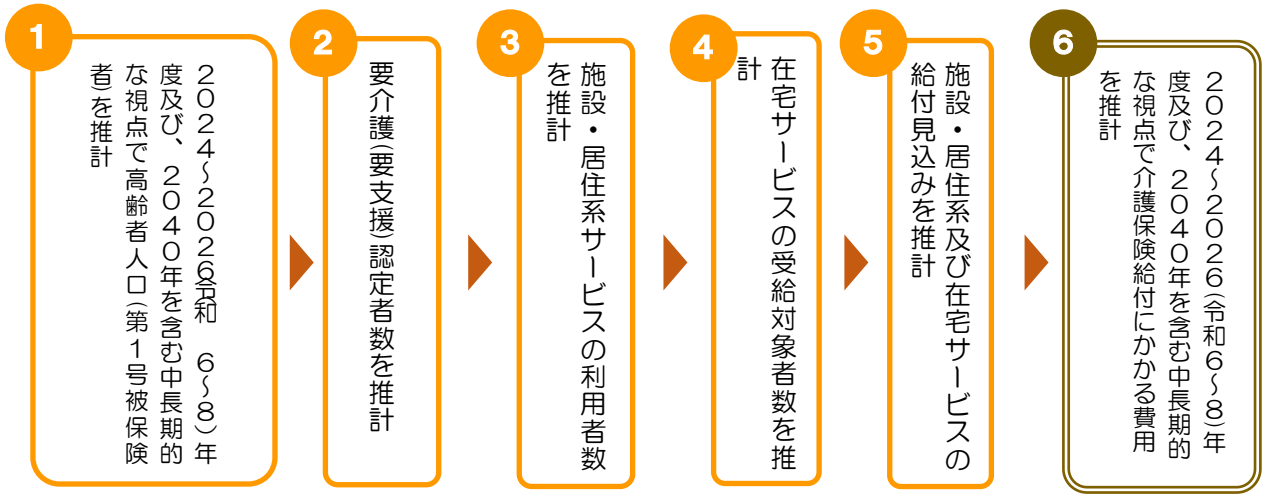

①高齢者人口（第１号被保険者数）の推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を、厚生労働省が示す方法により補正を行い、推計を行いました。

（千人）

	第９期計画期間			第１０期計画期間			2040 (令和22) 年度
	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和１０)年度	2029 (令和１１)年度	
高齢化率	25.1%	24.8%	24.6%	24.2%	24.3%	24.4%	28.7%
高齢者人口（第１号被保険者数）	673	670	671	669	670	670	750
前期高齢者	278	270	272	267	269	271	363
全体に占める割合	41.3%	40.3%	40.5%	39.8%	40.1%	40.4%	48.5%
後期高齢者	394	400	399	403	401	399	387
全体に占める割合	58.6 %	59.8%	59.5%	60.2%	59.9%	59.6%	51.6%

（※高齢化率：第1号被保険者数／推計人口（大阪市福祉局の推計による）

ユニボイス貼り付け位置

②要介護（要支援）認定者数の推計

直近１年間における認定者数の伸び率や認定率の高い後期高齢者の増加を見込み認定者数を推計しました。

（人）

		第９期計画期間			第１０期計画期間			2040（令和22）年度
		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度	2027（令和9）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度	
認定者数		190,523	193,604	197,147	200,805	204,348	207,817	217,760
	要支援１	34,343	33,192	31,377	29,788	28,133	26,458	25,026
	要支援２	22,851	23,583	24,616	26,120	27,384	28,633	28,817
	要介護１	29,745	28,152	28,103	28,246	28,324	28,386	29,191
	要介護２	31,958	34,938	36,875	38,613	40,454	42,307	45,318
	要介護３	24,776	26,134	27,352	28,401	29,532	30,666	33,261
	要介護４	27,389	27,803	28,768	29,550	30,367	31,171	34,401
	要介護５	19,461	19,802	20,056	20,087	20,154	20,196	21,746
うち第１号被保険者		187,280	190,260	193,801	197,438	200,990	204,466	214,750
認定率		28.3%	28.9%	29.4%	30.0%	30.5%	31.0%	29.0%

③～⑤サービス利用者（受給対象者）数の推計

施設・居住系サービス利用者数については、施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査における利用意向などを踏まえ、必要な利用者数を見込んでいます。

また、在宅サービスの受給対象者数については、要介護（要支援）認定者数から、要介護度ごとに施設・居住系サービスの利用者数を減じ、受給対象者数を推計しました。

（人）

	第９期計画期間			第10期計画期間			2040（令和22）年度
	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	
施設・居住系サービス利用者数	31,343	31,645	31,844	34,230	34,634	34,832	39,416
在宅サービス受給対象者数	158,809	161,128	164,837	166,575	169,714	172,985	178,344

ユニボイス貼り付け位置

⑥介護保険給付及び地域支援事業にかかる費用（利用者負担分を除く）の見込み

第９期介護保険事業計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護（介護予防）サービス費、審査支払費、特定入所者介護（介護予防）サービス費等を算定しました。

なお、地域支援事業にかかる費用については、2017(平成 29)年度以降、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれに上限額が設定されています。

第９期介護保険事業計画では、過去の実績や高齢者数の伸び等を考慮の上、各年度の地域支援事業にかかる費用を見込んでおります。（図表「介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み」、「介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の推移」参照）

介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

（億円）

		第９期計画期間			第10期計画期間			第10期計
		2024（令和６）年度	2024（令和７）年度	2024（令和８）年度	2024（令和９）年度	2024（令和１０）年度	2024（令和１１）年度	
介護保険給付（計）		3,076	3,198	3,346	3,479	3,561	3,642	10,682
	居宅サービス費	1,874	1,980	2,082	2,114	2,176	2,244	6,534
	施設・居住系サービス費	1,040	1,052	1,090	1,182	1,193	1,197	3,573
	その他費用	162	166	175	183	192	200	575
地域支援事業（計）		133	132	141	136	136	135	407
	総合事業	76	73	80	74	74	74	222
	一般介護予防事業	2	2	3	3	3	3	8
	包括的支援事業・任意事業	55	56	59	59	59	59	177
保健福祉事業（計）		0	0	0	1	1	1	3
	介護用品支給事業	0	0	0	1	1	1	3

介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の推移

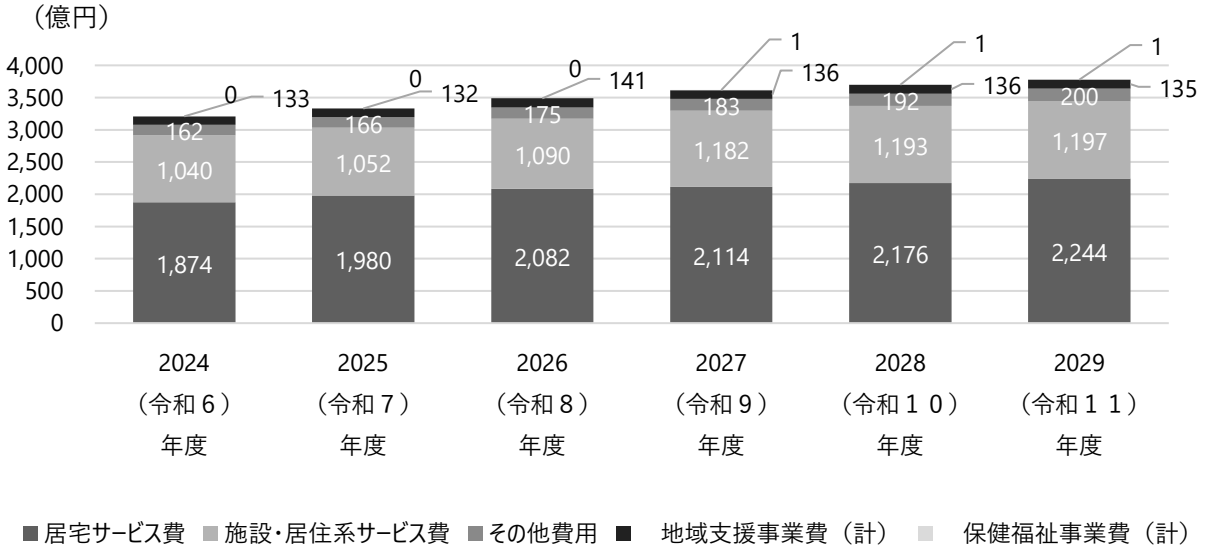

ユニボイス貼り付け位置

■保険料段階及び保険料率の設定

本編作成中のため調整中

【保険料段階及び保険料率】

第10期介護保険事業運営期間			段階別加入割合（累計）
段階	保険料率	基準所得金額	
第1	本編作成中のため調整中		
第2			
第3			
第4			
第5			
第6（基準額）			
第7			
第8			
第9			
第10			
第11			
第12			
第13			
第14			
第15			

※基準所得金額（保険料段階判定の基準となる所得金額）

本人が市町村民税非課税	公的年金等の収入金額＋【合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）】－公的年金等所得
本人が市町村民税課税	合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）

ユニボイス貼り付け位置

■保険料の算定

本編作成中のため調整中

※国において検討されている、国の標準段階（現状９段階）の多段階化（高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げ）を踏まえ、本市の保険料段階及び保険料率の変更について検討する予定であり、その場合、介護保険料基準額が変更になる可能性があります。
また、現時点では、介護報酬改定を含んでいませんので、国から介護報酬改定の詳細が示され次第、介護保険料基準額の改定に反映いたします。

ユニボイス貼り付け位置

９　施策の推進体制

■市民等の意見反映のための体制

高齢者施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を確保することなどを目的として、被保険者、保健関係者、医療関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成する「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催しています。

この会議では、市民からの公募委員や女性委員の積極的な参画等を図り、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」に基づいた総合的な高齢者施策の推進において、市民や関係団体の意見反映に努めます。

■施策推進のための体制

高齢者施策に主体的に取り組み、その一層の推進を図るため、全庁的な組織として福祉局長を委員長とする「大阪市高齢者施策連絡会議」を設置し、高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図るとともに、本計画で示した施策について、大阪府や関係機関・関係団体との連携を図りながら、その進捗管理を行っていきます。

本計画に基づき高齢者施策を進めるにあたっては、引き続き、課題解決に向けて必要な情報・資料の収集・分析、ニーズや実態把握のための調査・分析等を行いながら取り組んでいきます。計画の進捗状況の点検及び評価については、「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」へ報告し、委員の意見などを踏まえ、効果的・効率的な高齢者施策の推進に向けた取組へつなげるとともに、地域の実情に応じた施策の推進のため、地域ケア会議等から見えてきた地域課題について、その課題の解決とともに、政策形成等につなげる取組を推進していきます。

また、地域密着型サービスについては、「大阪市地域密着型サービス運営委員会」を設置し、サービスの質並びに適正な運営の確保に努めています。

地域包括支援センターについては、センターの設置、運営・評価に関することなどを協議する「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターの円滑かつ適正な運営、公平・中立性の確保を図ります。

ユニボイス貼り付け位置